

岩手県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- | | | |
|------|-------------|------------------------|
| 1（1） | 公共測量を実施する地域 | 一関市千厩町奥玉地内 |
| （2） | 公共測量を実施する期間 | 令和8年6月24日から令和9年3月16日まで |
| （3） | 実施する公共測量の種類 | 基準点測量 |
| 2（1） | 公共測量を実施する地域 | 一関市萩荘地内 |
| （2） | 公共測量を実施する期間 | 令和8年6月10日から令和9年3月16日まで |
| （3） | 実施する公共測量の種類 | 基準点測量 |
| 3（1） | 公共測量を実施する地域 | 一関市巖美町地内 |
| （2） | 公共測量を実施する期間 | 令和8年7月1日から令和9年3月16日まで |
| （3） | 実施する公共測量の種類 | 基準点測量 |
| 4（1） | 公共測量を実施する地域 | 一関市藤沢町黄海地内 |
| （2） | 公共測量を実施する期間 | 令和8年7月1日から令和9年3月16日まで |
| （3） | 実施する公共測量の種類 | 基準点測量 |